

農業・農村の復興マスタープラン

平成23年8月
農林水産省

目 次

1. まえがき	1
2. 農地の復旧・整備	2
3. 農地の復旧・整備を見据えた地域農業復興の道すじ	7
4. 地域の復興から新しい日本の創造へ	12
5. 原子力発電事故への対応	14

1. まえがき

本マスタープランは、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部決定）に示された農業・農村の復興の方向性を進化させ具体化するためのものである。

東北は、豊かな自然、肥沃な土地、水資源に恵まれ、我が国のコメの 3 割を生産するなど、これまで日本全体の食料の安定供給に貢献してきた。

このような東北の有する資源を活用して、震災の経験を踏まえつつ、できるだけ早期に東北を災害に強い新たな食料供給基地として復興し、日本の再生につなげていくことが重要である。

このため、本マスタープランでは、農地の復旧のスケジュールを明確化するとともに、農地の復旧までに必要な営農再開までの所得確保、担い手の確保、土地利用調整、施設整備等についての基本的な考え方を明らかにした。

本マスタープランが、県及び市町村の農業担当をはじめとする関係部局に指針として役立てていただければ幸いである。

なお、今後、本マスタープランについては、地方公共団体等関係者との意見交換を踏まえて見直していく。さらに、具体的な支援策等について、今後復興基本方針を受けた予算措置等が具体化されるときに追加していく。

2. 農地の復旧・整備

(1) 農地の復旧可能性の図面

① 被災地域が営農再開に向けた工程を策定するためには、まずは農地の復旧について見通しを持つことが必要である。このため、農業基盤復旧整序化検討調査により、排水機場など基幹的農業用施設の復旧も考慮しながら、

- 1) 農地における土砂の堆積
- 2) けい畔や農地周りの用排水路の損壊
- 3) 地盤沈下や堤防の破堤による海水の浸入

などの被害状況に応じて、津波被災農地について営農再開が可能と見込まれる時期を示した「農地の復旧可能性の図面」(別添)を作成した。

この図面においては、以下のとおり復旧可能性を区分しているところである。

- I 用排水施設の機能が確保され、除塩のみで営農が可能となる農地。平成 23 年度当初までに除塩を行い、すでに営農が可能となった。
- II ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地。用排水施設の機能確保、除塩等を平成 23 年度内に概ね完了し、平成 24 年度から営農再開が見込まれる。
- III ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、けい畔等も損傷している農地。ヘドロ除去、農地復旧、除塩等を平成 24 年度内までに概ね完了し、平成 25 年度から営農再開が見込まれる。
- IV ヘドロ等が厚く広範囲に堆積し用排水路等の損傷も著しい農地や、地盤沈下により一旦水没し耕土の損傷が著しい農地。営農再開に必要な生産基盤の全面的な復旧を平成 25 年度内までに概ね完了し、平成 26 年度から営農再開が見込まれる。
- V 堤防の破堤や地盤沈下により海水が浸入している等の農地。復旧工法等について技術面やコスト、地域における将来的な土地利用の意向等の観点から別途検討が必要となる。

② これまでのところ、岩手県及び宮城県において、

- 1) 平成 24 年度までに営農再開が可能と見込まれる農地は全体の約 5 割
- 2) 平成 25 年度から可能と見込まれる農地は約 4 割
- 3) 平成 26 年度から可能と見込まれる農地は約 1 割と見込まれる。

営農再開が可能と見込まれる年度別面積（単位：ha）

	23 年度 (I)	24 年度 (II)	25 年度 (III)	26 年度 (IV)	その他 (V)	計
岩手県	10	310	30	0	380 ※ ₁	730
宮城県	1,220	5,430	5,410	1,970	310 ※ ₂	14,340
計	1,230	5,740	5,440	1,970	690	15,070
(割合)	(8%)	(38%)	(36%)	(13%)	(5%)	(100%)
		46%				

※ 1 調査が未了の岩手県陸前高田市の一部地域

※ 2 農地に海水が浸入している宮城県石巻市及び東松島市の一部地域

③ また、福島県においては、原子力災害の影響のため、平成 24 年度までに営農再開が可能と見込まれる農地は原子力発電事故に係る警戒区域を除く被災農地の約 2 割と見込まれる。

営農再開が可能と見込まれる年度別面積（単位：ha）

	23 年度 (I)	24 年度 (II)	25 年度	26 年度	その他	計
福島県	60	610	2,670 ※ ₃		2,120 ※ ₄	5,460

※ 3 原子力災害の影響のため、現時点で 25 年度以降の作付可能面積は区分不可能

※ 4 原子力発電事故に係る警戒区域の農地面積

(参考1)

営農再開が可能と見込まれる年度別合計面積 (単位: ha)

	23年度 (I)	24年度 (II)	25年度 (III)	26年度 (IV)	その他(V)	計
岩手県	10	310	30	0	380 ^{※1}	730
宮城県	1,220	5,430	5,410	1,970	310 ^{※2}	14,340
福島県	60	610	2,670 ^{※3}		2,120 ^{※4}	5,460
計 (割合)	1,290 (6%)	6,350 (31%)	5,440 (26%)	4,640 (23%)	2,810 (14%)	20,530 (100%)

※1 調査が未了の岩手県陸前高田市の一部地域。

※2 農地に海水が浸入している宮城県石巻市及び東松島市の一部地域。

※3 原子力災害の影響のため、現時点で25年度以降の作付可能面積は区分不可能であり、合計は25年度を0ha、26年度を2,670haとして計算。

※4 原子力発電事故に係る警戒区域の農地面積。

(参考2)

参考1の面積から、※1、※2、※3、※4の面積(合計5,480ha)を除いた場合、合計面積は以下のとおりとなる。

営農再開が可能と見込まれる年度別合計面積 (単位: ha)

	23年度	24年度	25年度	26年度	計
3県面積	1,290	6,350	5,440	1,970	15,050
割合	9%	42%	36%	13%	100%

- ④ 本面積は被災した農地全てを原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開が可能と見込まれる時期を示したものである。なお、大区画化等の区画整理

を導入する地区においては、別途地域の合意形成を進めながら実施していくことが必要となる。

⑤ 今回の整理は、今後の復旧・復興に向けた地元の話合いに資するため、国が素案として示したものである。今後、関係者との調整を以下の手順で進めながら、地域農業の復興に向けて、農地の復旧可能性の図面について地域の合意形成を図っていく。

- 1) 「農地の復旧可能性の図面」について、国が県、市町村に提示し、調整を行う。
- 2) 県、市町村が地元関係団体や集落に説明を行い意見を聴きながら、必要な修正を加えていく。その際、国は本マスタープラン等に基づき、農業再生に向けての基本的考え方やそれを実現するための国の支援策（営農再開までの被災農家支援策を含む）等について説明を行い、市町村による復興計画の策定に協力する。
- 3) また、国は、県、市町村と連携して農地の大区画化や担い手への利用集積など復興の核となる部分の集落内での徹底した話合いを促進しつつ、市町村の復興計画等を具体化するための個々の事業計画の策定や事業実施に適切に対応する。

（２）農地の復旧・整備の方針

被災農地については、東北が我が国の食料供給基地としての重要な役割を担っていることを踏まえ、（１）の「農地の復旧可能性の図面」をもとに地域で議論していただきながら、可能な限り農地として利用できるよう復旧することを基本とする。

復旧に当たっては、まずは基幹的施設である排水機場や堤防の復旧を可能なものから早急に実施するとともに、農地については、がれき・ヘドロの除去、除塩やけい畔の修復などの復旧を進め、早期の営農再開を可能にする。また、集落コミュニティを基盤として、地域共同で被災した農地周りの施設の補修等に取り組む活動に対して支援する。なお、がれき処理については、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」（平成 23 年 5 月 16 日

環境省) や、地域の実情等を踏まえつつ関係省及び地方公共団体と連携し対応する。

復興に向けては、復旧時点から将来の地域の農業の姿について話し合いをはじめておくことが重要であり、地域の関係者の合意形成を進め、担い手の確保や農地の利用集積、土地改良法の特例法に基づく事業を活用した農地の大区画化等の取組を支援していく。

また、市町村の復興計画に位置付けられた農業経営の多角化や高付加価値化戦略の実現に必要な用地等の創出についても、区画整理の手法を用いて支援していく。その際、地域全体の土地利用として、被災集落の移転地や被災農地の公園利用等公共用地として非農業的用途に供する場合には、関係機関と連携し適切な対応を行う。

3. 農地の復旧・整備を見据えた地域農業復興の道すじ

(1) 農地の復旧までの被災農業者の所得確保等

2. に示す通り、被災農業者が被災農地を復旧し営農・経営再開するためには複数年を要する場合もあるため、その間の雇用・収入を得る機会を確保することが必要である。

このため、災害復旧事業を行う際に、被災農業者が災害復旧事業の作業員として優先的に雇用されるよう配慮する。また、地域において農業者が共同で行う復旧作業等の取組に対して、被災農家経営再開支援事業で組織された復興組合等を通じて支援金を交付することにより、経営再開までの間、必要な支援を行う。

さらに、被災農業者の負担ができるだけ軽減され、意欲をもって経営再開に取り組むことができるよう、既往債務の借換えと新規の融資を一体化し、実質無利子、無担保・無保証人での貸付措置により支援する。加えて、土地改良負担金を償還中の地区においては、経営再開までの間、負担金償還のための利子助成を行い、農業者の経済的負担軽減を支援する。また、早期の営農再開に向けて、営農に不可欠な土地改良施設を管理し、地区内の農業用水の配水調整を行っている土地改良区の正常な運営を確保できるよう適切に対応する。

やむを得ず、住み慣れた土地から移転せざるを得ない被災農家等に対しては、農山漁村の受入れ情報を提供し、受入れ可能な地域とのマッチング等を推進する。

この際、避難先等で耕作放棄地を活用して営農再開を図る被災農家等に対しては、耕作放棄地の再生作業や再生農地における営農活動への支援を実施する。

(2) 将来の農業・農村の担い手の確保

地域農業復興のためには、農家が集まって地域農業のあり方等を考える場を設けるなどコミュニティの復活が不可欠であり、被災農家経営再開支援事業で組織された復興組合等を基礎として、地域農業の復興や新たな担い手の創出等も含めた議論をしていく必要がある。

具体的には、被災市町村において、被災地域の農業者の今後の営農意向、第三者への農地の委託の意向や支援ニーズ等を把握・確認しつつ、復興組合等を

基礎に集落における徹底した話し合いを行い、当該集落における担い手や農地利用のあり方等を議論していく。

これと併行して、被災市町村においては、東日本大震災からの復興の基本方針に示されているとおり、地域の特性に応じた将来像を描くため、市町村、JA、復興組合、集落営農や農業法人等の関係機関による打合せを行い、①高付加価値化戦略、②低コスト化戦略、③農業経営の多角化戦略を組み合わせながら、復興後の地域農業の担い手を確保するための道筋を示したプランづくりが重要である。

なお、復興にあたり、女性の能力を最大限に活用することが重要であり、プランづくりに当たっては、企画・立案段階から女性の積極的な参画を求めることが適当である。

このプランで描いた担い手を中心とした地域農業の復興が速やかに実現できるよう、農地の利用集積の加速化や農業機械・施設の導入、低コスト化のための被災農地の大区画化整備等の促進を図る。

(3) 地域農業復興のための土地利用調整

被災地域の農業の復興に当たっては、当該農業地域を防災・減災の観点を十分考慮した地域全体の復興計画の中に適切に位置付けることが必要である。また、そうした検討の中で、農業が有するさまざまな潜在力の活用（例えば将来の6次産業化をにらんだ関連産業との積極的な連携など）について、農業サイドから積極的に提案を行っていくことが、地域農業にも地域全体にも復興の近道である。

このため、農業担当部局としても、地域農業復興の観点から、優良農地の確保や食料供給力の維持・向上に資する施設用地の確保をはじめ、地域づくり全体における土地利用調整に積極的に参画していくことが必要である。

具体的には、優良農地の確保や食料供給力の維持・向上に資する施設用地の確保をはじめ、地域全体として被災集落の移転や被災農地の公共用地への活用等の非農業的土地利用に供する検討がなされる場合には、関係機関と連携し適切な対応を行うことが必要である。

その際、地域の被災実態に応じた土地利用再編を契機に、被災集落の移転先

における基盤整備と、集落跡地における農地や農業用施設、防災施設等の整備を総合的かつ一体的に行うなど、被災地域の多様なニーズに対応することが必要である。

上記のような対応に資するため、「津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン」に基づき、現行法の範囲内で運用の弾力化や円滑化を図ることにより、先行的に建築や開発を誘導・促進するエリアを市町村等が明確化し、民間の復興活動の円滑化・促進を図る。加えて、農林水産省では、現在、一体となった土地利用再編が必要な地域において、土地利用の調整を迅速に行うため、都市計画法、農業振興地域整備法や森林法等に係る各種手続を一つの計画の下でワンストップで処理する特例措置や、住宅地から農地への転換を含め住宅地・農地等を一体的に整備する方策を関係省庁と検討しているところである。

(4) 生産関連施設の整備及び営農への支援

2. に示すスケジュールに合わせ、営農再開が見込まれる地域から農作業等の時期までに必要となる施設機械等が利用可能となるよう、農協等の共同利用施設が被災した場合に支援する既存の復旧支援措置や農協のほか農業者等が行う施設整備及び機械導入も対象とした助成措置等を活用しながら、生産関連施設の復旧・整備を支援する。

その際、被災農家の負担軽減の観点から、実質無利子、無担保・無保証人での災害復旧関係資金の貸付等の金融支援などを措置し、これら助成措置と金融措置を被災地域の実情に即して組み合わせるなど、被災地域の実情に応じ適時適切な支援を行う。

また、被災農業者の速やかな営農再開を支援するため、普及指導センター、試験研究機関、市町村及びJA等の関係機関が連携し、被災農地の土壌等に関する相談・指導活動など農業者や産地への支援を行う。

さらに、営農再開にあたっては、より効率的な営農体制の確立に向け、農業者の意向を踏まえつつ、集団化等の新たな営農システムの導入、新たな品目や高度な生産・管理技術の導入等、関係機関と連携した支援を施設の復旧・整備とセットで取り組む。

特に、津波被害を受けた地域にあっては、水耕栽培等塩害対策を容易にすることができる施設園芸の推進も視野に入れ、早期の営農再開を図る。

(5) 6次産業化等高付加価値化

東北においては、その農産物を主に一次産品として首都圏等に供給してきたため、食品産業の占める割合が低くなっている。しかし、農産物の付加価値を高め、今後の地域の所得や雇用の創出を図る上では、東北地域の特色を生かしながら、輸出も見据えた6次産業化の取組を強化していくことが不可欠である。

この際、被災地の農林漁業者等が単独で経営を再開し、かつ6次産業化に取り組むことは困難な場合もあることから、他の事業者等との連携を図ることにより被災地のブランドの再生・創造を図る。また、マーケティング等の専門的アドバイスを行う6次産業化プランナーの体制整備を図るとともに、加工・販売等に取り組む農業者に対する資本強化策の構築に取り組む。

また、農産物の高付加価値化を図るためには、環境保全型農業の先進地域である東北において、これまで培ってきた人材や技術力等を活用しつつ、環境保全型農業の取組の一層の高度化・拡大を支援する。さらに、HACCPなど品質等を客観的に評価できる取組を行い、安全・安心な農産物・食品の生産拠点の構築を支援する。

(6) 畜産

畜産の復旧・復興にあたっては、小規模な家族経営を含む様々な意欲ある多様な経営を育成・確保していくため、規模拡大による効率化のみを追求するのではなく、加工・販売といった6次産業化への取組を含め、地域の特性等それぞれの置かれた環境を踏まえた多様な取組を通じて、経営体質を強化しつつ、持続可能な畜産への転換を図っていく。

また、被災した関連施設については、災害発生時のリスクを軽減するため、流通の合理化に配慮しつつ、乳業工場等の配置の分散化についても検討を要する。加えて、畜産農家に飼料を安定的に供給できるよう、地域間・地域内で連携しうる体制を構築する。国として適正な穀物備蓄水準のあり方についても検証する。

当面は、被災した畜産農家の経営、関連施設の操業の継続・再開への支援が急務であり、既に講じられている復旧・復興支援対策の状況等を見極めつつ、今後必要となる対策について検討していく。

(7) 復旧・復興の進捗状況の把握

復旧・復興対策を着実に実施していくためには、その進捗状況を的確に把握していくことが必要である。

このため、2. の農地の復旧・整備に合わせ、被災市町村における農地の復旧状況や営農再開の進捗状況を把握することができるよう、定期的に、津波等により被災した農地の復旧状況を調査するとともに、農業産出額や作付面積等の市町村別統計を作成することとし、これらのデータを関係する県及び市町村に継続的に提供することにより、地域の実情に即した適切な対策の推進に資するものとする。

4. 地域の復興から新しい日本の創造へ

東北を日本の食料供給基地として再生・創造するために、以下の取組を農業担当部局として関係機関と連携し積極的に推進する。

(1) 災害に強い地域としての再生

農村地域を災害に強い地域として再生するよう、3.(3)にあるとおり、農業担当部局として全体の土地利用調整に積極的に参画する。

加えて、自立・分散型エネルギーシステムの構築に向け、地方自治体や地域の各種関係団体とも必要な連携を取りながら、地域全体の食料供給力の維持向上に資する場合には、農地への復元が困難な耕作放棄地等を有効活用するなど、太陽光、風力、地熱、バイオマスや小水力等多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進を図ることとし、地域調整や資金の円滑化、事業収益性の向上等に取り組むとともに、省エネルギー型農業を積極的に推進することが重要である。

また、震災に強い農業インフラを構築するため、老朽化した施設による災害・事故発生リスクを回避する農業水利施設等の保全管理、整備を推進するとともに、今回の大震災において、食品・飼料や関連資材、食品物流拠点、小売店や道路・港等の食品物流インフラなど、サプライチェーンに広範な被害を受けたことを踏まえ、物流・情報ネットワークを検証し、複数県をまたがる調達・出荷ルートのバックアップ体制の構築の検討を進めることが必要である。

(2) 自然調和型産業を核とする活力ある産業の育成

東北の農山漁村の有する豊かな自然は大きな魅力であり、これをセールスポイントとして人を呼び込むことが復興にとって重要である。

農業担当部局としても旅行関連業界や食品産業と連携し、東北の豊かな食材・食文化の活用や、農林漁業や地場産業との連携による東北ならではの新たな観光スタイルを、管内の関連事業者に提案することなどにより、東北の観光業の復興に資していく。

また、農業等の自然調和型産業を核としつつ、農山漁村に存する様々な資源を活用して、素材、エネルギー、医療等の分野で新たな産業を育成するために

は、全国の民間企業、公設試験場、大学や独立行政法人等の知見や強みを最大限活用すること、また産学官連携の下、復興を支える技術革新を促進することが重要である。

このため、農業担当部局においては、各地域の関係者との調整を行っていくことはもちろん、全国の研究機関等と連携し、地域の発展の可能性を検討することが必要である。

(3) 自然に根ざした豊かな生活基盤の形成

農村地域は、食料供給の機能だけでなく、農地とその周辺の山や川等の自然・地形、森林、集落等が調和し、豊かな環境と美しい農村景観を有している。こうした農村地域の魅力を活用し、福祉や教育等の観点も踏まえ、ゆとりや生きがいなどの新たなライフスタイルを提供することができる。

農業担当部局としては、このような農村地域の魅力を主導的に発信し、関係部局との連携・調整を行っていくことが重要である。

なお、復興に当たっては、農山漁村コミュニティの維持・再生を図るとともに、地域内外のNPO、企業等の参加を推進する観点も重要である。

5. 原子力発電事故への対応

(1) 基本的な考え方

原子力発電所事故への対応については、原子力災害対策本部の下、関係府省が連携し、迅速かつ適切な損害賠償、安全な農畜産物の供給、風評被害の防止等に取り組んでいる。現在、原発事故の一刻も早い収束に向けた取組が進められる中、今後は、段階的な避難区域等の見直しによる住民の帰還等が課題となる。また、放射能汚染が拡散した地域における除染等についての政府全体での検討の中で、農地土壌等については農林水産省が主体的に検討を行い、9月中に一定の結論を得て公表することとしている。

農林水産省においては、現在、多大な被害を受けた農業・農村の復興の観点から以下のとおり取り組んでいるところであるが、今後、こうした政府全体での対応が検討される中で、必要な対策等について随時見直し、追加等を行っていく。

(2) 損害賠償への対応

政府等による出荷制限指示等に係る損害や、いわゆる風評被害等により生じた被害について、東京電力の迅速かつ適切な損害賠償により農業者等の経営の早期回復・再開等を進めるため、原子力損害賠償紛争審査会の策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）を踏まえ、関係県や団体、東京電力等との連携を密にし、中間指針の内容など損害賠償に関する情報提供、働きかけ等を実施する。

(3) 安全な農畜産物の供給に向けた農畜産物の検査体制の強化

原子力災害対策本部が示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日改訂）に基づき、各品目・各地域の検査が適切に実施できるよう、放射性物質の食品含有量を測定できる機器の整備を進めており、都道府県等の検査体制の整備の推進を支援する。また、県が農畜産物の放射性物質濃度の検査計画を策定する際に、厚生労働省に協力しつつ、検査品目・頻度等について助言する。

(4) 安全な農畜産物の供給に向けた出荷制限（解除）、営農指導等

原子力災害対策本部の指示による食品の出荷制限の設定・解除等について、(3)により農畜産物の検査に協力する等により安全な農畜産物の供給を確保する。また、生産者に対して、安全な農産物の生産に資するための技術指導やQ&Aの作成・公表により、円滑な営農を推進する。

さらに、肥料等の放射性セシウムの暫定許容値を設定（「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日））し、肥料や培土中の放射性セシウム測定のための検査方法等を制定するとともに、暫定規制値を超える肥料等の適切な処理、保管の方法について関係省庁と連携してできる限り早く定める。加えて、高濃度の放射性セシウムを含む堆肥、稲わら等の資材の施用の制限や、「高濃度の放射性セシウムを含む稲わらの取扱いについて」（平成23年7月28日）、「暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稲わらの管理について」（平成23年8月19日）に基づく適切な管理等を徹底する。また、適正な飼料給与など家畜の適正な飼養管理、点検・指導の再徹底を図る。

(5) 農地土壌等における放射性物質の除去・低減

農地土壌の放射性物質濃度の分布状況を詳細に表わす地図の作成及び農地土壌等における放射性物質の推移等を把握するためのモニタリングの実施を支援する。

また、農地土壌等における放射性物質の除染に係る実証試験を実施する（表層土壌の削取り等の物理的手法、吸着剤の利用等の化学的手法、放射性物質を吸収する植物の利用の生物学的手法）とともに、農地土壌から農作物への放射性物質の移行低減技術や畜産物中の放射性物質の低減技術を開発する。

さらに、農地土壌等の放射性物質の除染については、農林水産省が主体となって検討を進めているところであり、関係省庁、県、市町村、地域住民と連携して取組を推進する。

(6) 他の地域へ移転を希望する被災農家等に対する支援

都道府県や農林水産関係団体等の協力の下、農山漁村被災者受入れ情報システムを利用し農山漁村における農林水産業関係の雇用、農地や住まい等に関する受入れ情報を被災農家等へ提供する。

また、被災農家が、避難先等で耕作放棄地を活用する際に、耕作放棄地の再生作業や再生農地における営農活動を支援する。

(7) 風評被害防止対策

関係省庁と連携しつつ、消費者や食品関係事業者等に対し、放射性物質濃度調査の結果や出荷制限要請等の状況に関する情報や、暫定規制値の考え方、その人体への影響等の正確な知識を提供・発信するとともに、食品関係事業者等に対して科学的・客観的な根拠に基づく冷静な対応を要請する。また、被災地等で生産・製造されている農林水産物等を積極的に消費することによって、被災地の復興を応援しようとする取組を推進する。

(8) 輸出支援

諸外国の輸入規制の強化や日本産食品離れに対応し、相手国政府へ我が国の措置や検査結果の正確な情報提供等を行うとともに、現地消費者に対して関係各省と連携しながらメディア等を活用した日本産食品の安全性のアピール等について支援する。さらに、諸外国から要求される放射性物質の証明書等への対応として、都道府県等関係機関の協力を得て発行体制を整備するとともに、検査ニーズに迅速に対応できるよう、検査機関による検査機器導入について支援を行う。




(9) 牛肉・稲わらからのセシウム検出問題を受けた支援

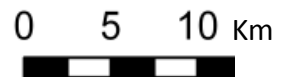
牛肉・稲わらからのセシウム検出問題を踏まえ、肉用牛肥育農家等の経営支援策として、国産牛肉信頼回復対策、肉用牛肥育農家の支援対策、稲わら等緊急供給支援対策を東京電力の賠償を前提に措置するとともに、影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等についての金融機関等への要請、配合飼料代金の支払いが困難な農家に対する支払い猶予の依頼等を実施している。

注1:本図は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開が可能と見込まれる時期を、国として、まず、県・市町村に示すものであり、今後、県・市町村が農家・集落等と合意形成を図りながら、具体的な復旧計画を策定していく。

注2:大区画化等の区画整理を実施する地区においては、凡例に示す期間内に当該工事を完了するものではない。

凡 例

-  : 浸水範囲
-  I : 用排水施設の機能が確保され、除塩のみで営農が可能となる農地。H23年度当初までに除塩を行い、すでに営農が可能となった。
-  II : ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地。用排水施設の機能確保、除塩等をH23年度内に概ね完了し、H24年度から営農再開が見込まれる。



農地の復旧可能性の図面(岩手県南部)

注1:本図は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開が可能と見込まれる時期を、国として、まず、県・市町村に示すものであり、今後、県・市町村が農家・集落等と合意形成を図りながら、具体的な復旧計画を策定していく。

注2:大区画化等の区画整理を実施する地区においては、凡例に示す期間内に当該工事を完了するものではない。



凡 例

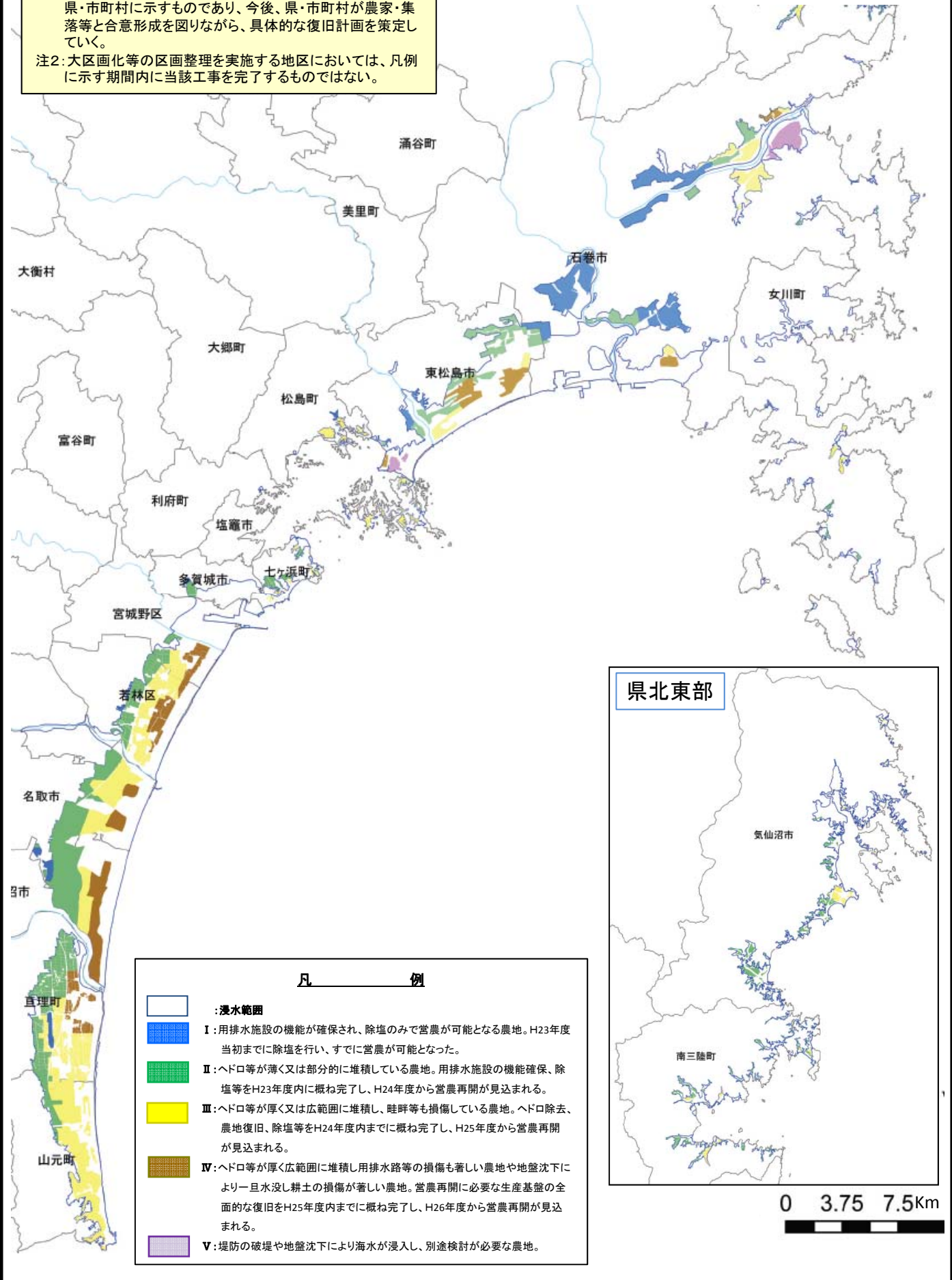
- : 浸水範囲
- I**: 用排水施設の機能が確保され、除塩のみで営農が可能となる農地。H23年度当初までに除塩を行い、すでに営農が可能となった。
- II**: ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地。用排水施設の機能確保、除塩等をH23年度内に概ね完了し、H24年度から営農再開が見込まれる。
- III**: ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地。ヘドロ除去、農地復旧、除塩等をH24年度内までに概ね完了し、H25年度から営農再開が見込まれる。
- V**: 調査が未了の農地。



農地の復旧可能性の図面(宮城県)

注1:本図は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開が可能と見込まれる時期を、国として、まず、県・市町村に示すものであり、今後、県・市町村が農家・集落等と合意形成を図りながら、具体的な復旧計画を策定していく。

注2:大区画化等の区画整理を実施する地区においては、凡例に示す期間内に当該工事を完了するものではない。









農地の復旧可能性の図面(福島県北部)

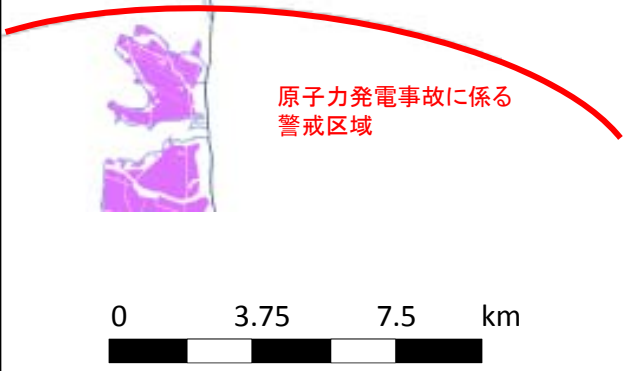
注1: 本図は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開が可能と見込まれる時期を、国として、まず、県・市町村に示すものであり、今後、県・市町村が農家・集落等と合意形成を図りながら、具体的な復旧計画を策定していく。

注2: 大区画化等の区画整理を実施する地区においては、凡例に示す期間内に当該工事を完了するものではない。



凡 例

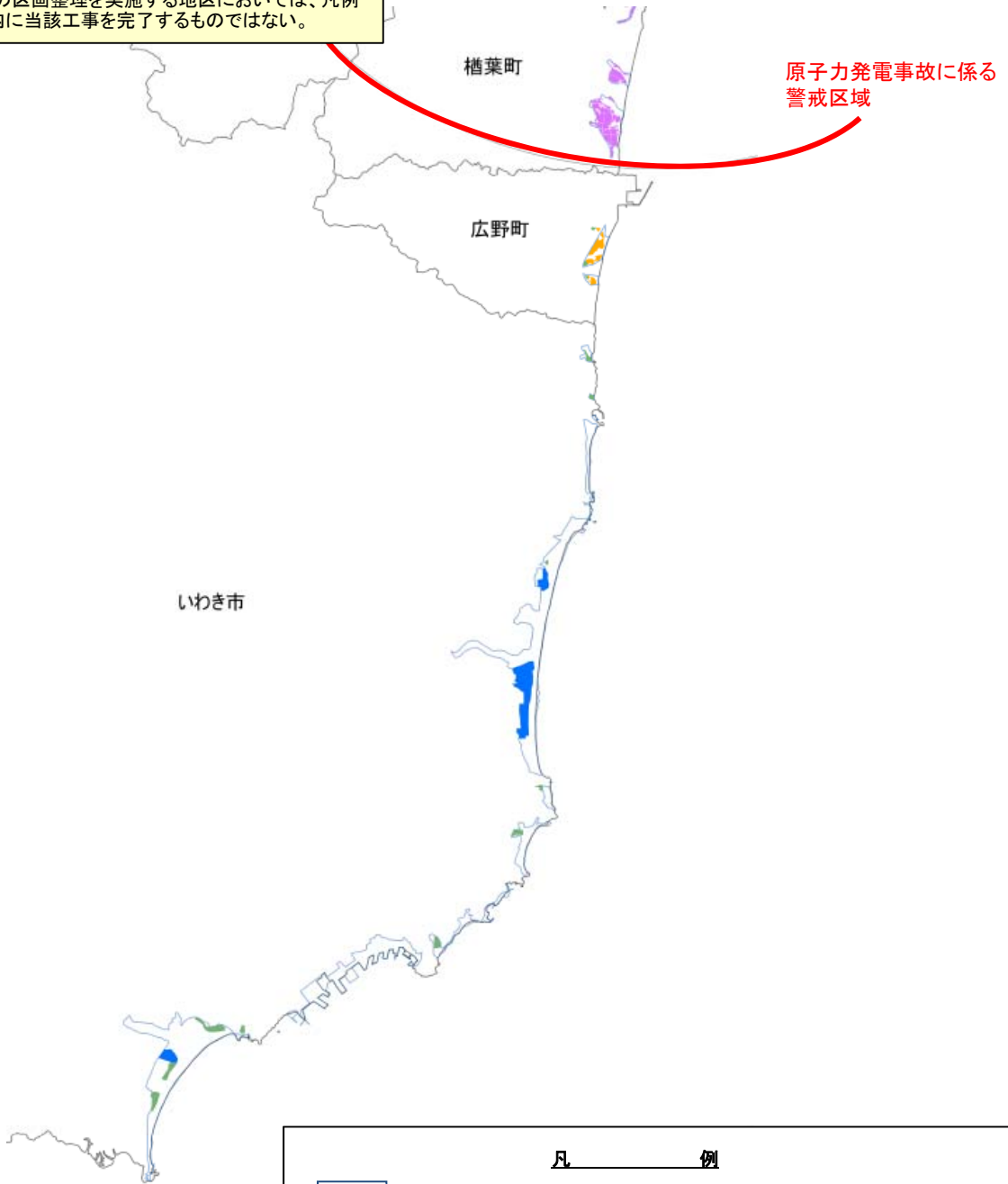
	：浸水範囲
	I ：用排水施設の機能が確保され、除塩のみで営農が可能となる農地。H23年度当初までに除塩を行い、すでに営農が可能となった。
	II ：ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地。用排水施設の機能確保、除塩等をH23年度内に概ね完了し、H24年度から営農再開が見込まれる。
	III ：ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地。ヘドロ除去、農地復旧、除塩等をH24年度内までに概ね完了し、H25年度から営農再開が見込まれる。
	IV ：ヘドロ等が厚く広範囲に堆積し用排水路等の損傷も著しい農地や地盤沈下により一旦水没し耕土の損傷が著しい農地。営農再開に必要な生産基盤の全面的な復旧をH25年度内までに概ね完了し、H26年度から営農再開が見込まれる。
(※)	(※)原子力災害の影響の検討が必要な区域
	V ：原子力発電事故に係る警戒区域の農地



農地の復旧可能性の図面(福島県南部)

注1:本図は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開が可能と見込まれる時期を、国として、まず、県・市町村に示すものであり、今後、県・市町村が農家・集落等と合意形成を図りながら、具体的な復旧計画を策定していく。

注2:大区画化等の区画整理を実施する地区においては、凡例に示す期間内に当該工事を完了するものではない。



0 3.75 7.5 km

凡 例	
	：浸水範囲
	I ：用排水施設の機能が確保され、除塩のみで営農が可能となる農地。H23年度当初までに除塩を行い、すでに営農が可能となった。
	II ：へドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地。用排水施設の機能確保、除塩等をH23年度内に概ね完了し、H24年度から営農再開が見込まれる。
	III ：へドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地。へドロ除去、農地復旧、除塩等をH24年度内までに概ね完了し、H25年度から営農再開が見込まれる。
	IV ：へドロ等が厚く広範囲に堆積し用排水路等の損傷も著しい農地や地盤沈下により一旦水没し耕土の損傷が著しい農地。営農再開に必要な生産基盤の全面的な復旧をH25年度内までに概ね完了し、H26年度から営農再開が見込まれる。
(※)	(※)原子力災害の影響の検討が必要な区域
	V ：原子力発電事故に係る警戒区域の農地